



令和7年4月生まれから対象 1か月児健康診査の費用助成について

1 1か月児健康診査とは

出生後 27 日を超え、生後 6 週に達しない乳児を対象に、身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、こどもの健康状態や育児の相談等の確認を行います。

※ 1か月児健康診査受診時において、苫小牧市外へ転出された方は、助成の対象とはなりません。

2 北海道内の病院で受診する場合

母子健康手帳交付時に「苫小牧市 1 か月児健康診査受診票」を発行します。出産後、必要事項を記入し、1 か月児健康診査を受診する病院へ提出してください。受診の際は、母子健康手帳も必ずご持参ください。

※ 受診票を紛失した場合は、健康支援課で再発行の手続きをしてください。

※ **4,000 円を超えた場合**、差額は自己負担となりますのでご了承ください。

3 北海道外の病院で受診する場合

北海道以外の病院で 1 か月児健康診査を受診する方は、受診票を使用できません。以下の手順を行うことにより 1 か月児健康診査の費用を助成しますので、健康支援課へお越しください。

【 申請の際に必要なもの 】

- 1 か月児健康診査の領収書と診療明細書（健診費用が確認できる書類）
- 母子健康手帳の検査結果が記載されているページのコピー
- 振込口座の分かるもの（通帳等）
- 未使用の苫小牧市 1 か月児健康診査受診票

※ 1 か月児健康診査日から 1 年以内に申請してください。また、健診日から申請日まで、苫小牧市に住所がある保護者が対象となります。

「お問合せ」 苫小牧市健康こども部健康支援課

TEL : 0144-32-6407 FAX : 0144-32-4322

e-mail : kenkosien@city.tomakomai.hokkaido.jp